

ご寄附の手続き等

1 寄附の方法

手続きはとても簡単です。

① 寄附の申込み

「ノブくんスマイル基金寄附申込書」
(窓口やホームページから入手できます)
を記入し、障がい福祉課へ提出または
送付(郵送・メール)ください。

② 納付書のお渡し

お申込みされた方に納付書をお渡し
(直接・郵送)します。

③ 寄附金の入金

納付書を使って入金をお願いします。
(市役所の会計課窓口または銀行等)

※ まずはご相談ください

ノブくんスマイル基金への寄附をお考
えの方は、吉川市役所の障がい福祉課ま
で、お気軽にご相談ください。ご相談いた
だいた際に詳しくご案内いたします。

2 税の控除

市への寄附金は、所得税、住民税等の控
除の対象となります。

詳しくは、お住まいの地域の税の窓口
にお問い合わせください。

ご家族の「想い」を かたちに

寄附していただいた方のお子さんの愛称
をとって「ノブくんスマイル基金(障がい
者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心し
て暮らしていくためのサポート基金)」を
創りました。この基金は、家族に「もしも
…」のことがあっても、幼い頃から慣れ親
しんだ吉川市で我が子が安心して暮らして
いけたらと願う保護者の想いと、当市の障
がい福祉の発展を願う寄附者の想いから誕
生しました。

ご家族の「想い」をぜひ、この基金に
託してみませんか。

お預かりした寄附金は、障がい者が愛着
のある吉川市で安心して暮らせるための事
業に大切に活用させていただきます。

親亡き後も吉川市で暮らすために・・・

ノブくんスマイル基金

～障がい者が愛着のある吉川市
で親亡き後も安心して暮らして
いくためのサポート基金～



残された我が子のために♡
障がい者がいきいきと暮らすために♡
障がい者に
やさしいまちづくりへ

吉川市役所

こども福祉部障がい福祉課

〒342-8501
埼玉県吉川市きよみ野一丁目 1 番地

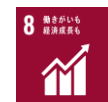
TEL 048-982-5111 (代表)
048-982-5238 (障がい福祉課直通)

FAX 048-981-5392

ホームページ

<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>

埼玉県吉川市



障がい者がこの先もずっと 吉川市で暮らしていくために

◆なぜ、この基金を設置したのでしょうか？

吉川市では、平成29年度に障がい当事者やご家族、障害者施設代表者などにより「障がい者の地域での生活を考える検討会議」を組織し、「グループホームの整備促進」と「障がい者の就労」をテーマに、障がい者へのアンケートや関係機関の視察などを行ってきました。様々な議論を行う中で、親なき後も、この吉川市で暮らしていきたいと強く願い、市内に「重度障がい者が入居できるグループホームの整備」や「障がい者が職場に定着するための支援」などのご意見をいただきました。

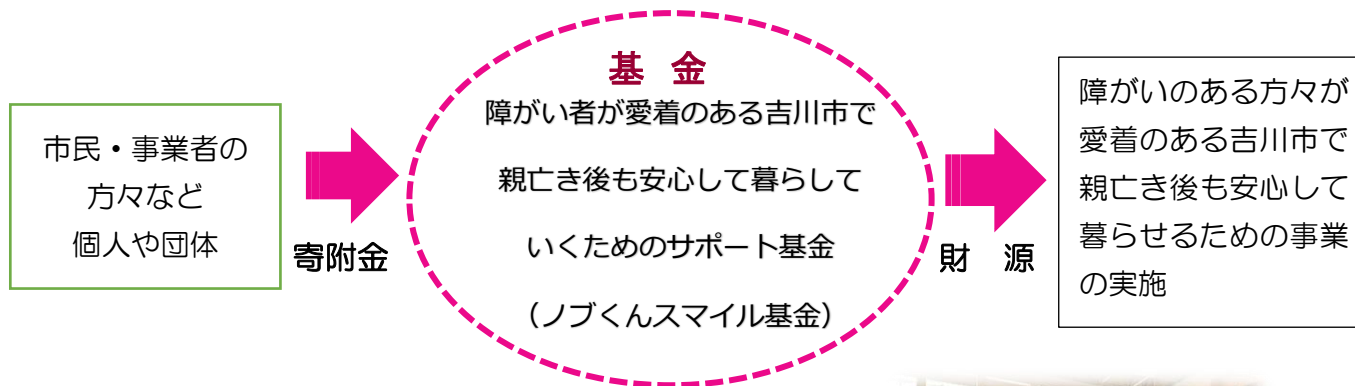
そんな時、障がいのあるお子さんの保護者から、市の障がい福祉の発展を願って1,800万円の寄附がありました。

市では、障がいのある方々のご家族の想いに寄り添い、寄附者の意向を尊重し、障がい福祉に活用するための「障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金(ノブくんスマイル基金)」を設置しました。

◆基金の性質

特定の目的のために資金を積み立て運用する基金です。 (地方自治法第241条)

障がいのある方もない方もだれもが
笑顔になれる福祉のまちへ



病気や事故は、いつ起こるか分かりません。病気や事故に伴って、障がいは、誰にでも生じうるものです。障がいのある方もない方も、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域資源を活かし、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、支え合い、助け合いながら共に創っていく「共生社会」を目指して……。

障がい者計画の基本理念「自立と社会参加の実現、地域生活の促進～ともに助け合い地域で安心して暮らすことができるまち～」をめざし、この基金を活用していきます。